

# 質 問 回 答 書

件 名	岸和田市ネーミングライツサポーター（提案募集型）募集
-----	----------------------------

質疑について以下のとおり回答いたします。

No.	募集要項等の該当頁	質 問 内 容	回 答
1	募集要項 P 1 3 (2)	総合体育館及び中央公園への愛称看板の設置等について、具体的な制約条件等がありますか。	<p>総合体育館及び中央公園については、指定管理者制度導入施設であるため、施設敷地内での愛称看板の設置については、施設所管課及び指定管理者との協議により、設置場所やサイズを決定することとなります。</p> <p>施設敷地外の近接する道路等への設置は、看板設置に伴い占用する施設の管理者との協議となります。</p> <p>（例：市道＝岸和田市、府道＝大阪府、国道＝国土交通省）</p> <p>看板のデザインについては、「岸和田市景観計画」に制限事項等が定められておりますので、ご参照ください。</p> <p>「岸和田市景観計画に基づく届出のてびき -手続き編-」  <a href="https://www.city.kishiwada.lg.jp/uploaded/attachment/135408.pdf">https://www.city.kishiwada.lg.jp/uploaded/attachment/135408.pdf</a>            7ページに記載の「2. 届出のながれ（フロー図）」をご確認ください。            さしあたっては、フロー図上段の「事前協議」にあります「事前協議書の提出」が必要となります。</p> <p>なお、一連の協議書等書類の提出は、本市施設所管課より景観に係る業務所管課へ提出する形となり、提案事業者には提出に必要な添付資料を施設所管課へ提供していただくこととなります。</p> <p>【本市景観形成ガイドラインに基づく推奨色カラーフレーム】            看板のデザインを検討頂くにあたり、岸和田市では各地域の景観を保つため、色彩基準を定めています。            この色彩基準となる推奨色カラーフレームは、「岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠ」の63ページ以降に記載のとおりです。</p>

			<p>「岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠ」  <a href="https://www.city.kishiwada.lg.jp/uploaded/attachment/54891.pdf">https://www.city.kishiwada.lg.jp/uploaded/attachment/54891.pdf</a>  ご質問いただきました総合体育館及び中央公園は、6つある基本景観区のうち「③沿道型市街地景観区」に位置します。求められる色彩景観イメージは「都市的な機能を活かした『シンプルで、落ち着いたある』色彩景観」と定められており、推奨色とする色彩の考え方はガイドライン 63 ページに記載のとおりとなっております。  具体的な色相・明度・彩度等は 64 ページ以降に記載されています。</p>
2	募集要項 P 2 5	<p>契約保証金の返還の有無及び返還時期、契約更新時の追加保証金の有無をご教示ください。</p>	<p>契約保証金については、原則納付いただき契約満了後に返還いたします。契約更新時についても同様の取り扱いとなり、更新に伴う契約締結時に保証金を納付いただき、契約満了後に返還いたします。</p> <p>なお、契約保証金が免除される場合は、以下のとおりです。  【岸和田市財務規則】  第 123 条 各部課等の長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。  (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約又は公共工事履行保証証券による保証を付したとき。  (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。  (4) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。  (5) 第 113 条第 2 項の規定により入札保証金を売払代金に充当するとした場合において、当該売払代金から当該充当しようとする額を控除した額が即納されるとき。  (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が第 117 条の表左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ同表右欄に定める金額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  (7) 国、他の地方公共団体又は公共的団体と契約する場合等、市長において契約保証金を納付させる必要がないと特に認めるとき。</p>

3	募集要項 P 4 8 (3)	提出書類のNo.12 及び 13 は、審査決定後に設置場所・仕様等を検討したうえで、設置可否を判断したいので提案時に添付を省略することは可能ですか。	可能です。
4	別紙 1 愛称の条件	中央公園の愛称の条件について、『「中央公園」の名称は使用すること。』とありますが、英語読みを採用し『セントラルパーク』とすることは認められますか。	日本語の「中央公園」を使用することを条件としているため、認められません。